

●香川県告示第485号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

坂出市番の州町1番地

三菱化学株式会社坂出事業所 事業所長 赤井 一隆

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市番の州町1番地

三菱化学株式会社坂出事業所

(3) 変更しようとする事項の内容

排水口の新設（7箇所（雨水専用））

(4) 特定施設に関する事項

変更無

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(6) 排出水の汚染状態及び量

変更無

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年10月9日から同月30日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市市民生活部環境交通課